

■ 税の申告は正しくお早めに

町・県民税の申告受付は2月14日(木)～3月12日(火)です

町・県民税(住民税)の申告相談の受け付けが始まります。町・県民税の申告は、平成31年度の町・県民税や国民健康保険税の税額を決定するだけでなく、後期高齢者医療制度等の各種制度(障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等)の適用の算定基礎になるなど、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。

申告には、マイナンバー(個人番号)が必要です

マイナンバー(個人番号)制度の導入により、個人番号を記載した申告書等の提出の際は「本人確認」をさせていただきます。本人確認は「番号確認(正しい個人番号であることの確認)」と「身元確認(申告者等が、個人番号の正しい持ち主であることの確認)」に分類され、それぞれお持ちいただく書類の組み合わせは次のとおりです。

【本人が申告書等を提出する場合】

- (1)「個人番号カード」
- (2)「通知カード」+「顔写真付き身分証明書(運転免許証、障害者手帳、療育手帳等)から1点」
- (3)「通知カード」+「公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等から1点」
- (4)「通知カード」+「顔写真無し身分証明書、源泉徴収票、納税通知書、住民票の写し等から2点」

【代理人が申告書等を提出する場合】

「本人に関する個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票から1点(写しも可)」+「戸籍謄本(法定代理人)、委任状(任意代理人)、税務代理権限証書(税理士)から1点」に加え、

- (1)「代理人に関する個人番号カード、顔写真付き身分証明書(運転免許証等)から1点」
- (2)「代理人に関する顔写真無し身分証明書、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等から2点」

町・県民税の申告が必要か確認してください

◆ 町での申告が必要な人

平成31年1月1日現在、美波町内に住み、平成30年中に次のいずれかに該当する人で、税務署に確定申告書等を提出しない人は申告をしてください。

- 営業・農業・不動産などの収入のあった人で、所得税のかからない人。
- 給与所得者で、給与以外に収入のあった人。
- 公的年金等を受給している人で、公的年金等以外に収入があった人。
- 給与収入や公的年金等の収入のみの人で、医療費控除・雑損控除などの所得控除を受けようとする人。
- 所得がなかった人で、平成31年度課税(平成30年中の所得)の所得証明などが必要となる人や、各種行政サービス(国民健康保険・公営住宅・こども園など)を受けるため、町での所得確認が必要な人。

◆ 町での申告をしなくてもよい人

- ①税務署に確定申告書を提出する人。
- ②平成30年中の収入が給与のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が提出されている人。
- ③平成30年中の収入が公的年金等のみの人。
※②、③に該当する人であっても、医療費控除・扶養控除・寡婦控除などを受けようとする場合は、町県民税の申告をする必要があります。

◆ 申告に必要なもの(申告時に持参してください)

- マイナンバー制度に関する本人確認書類
- 印鑑(認印、シャチハタ等でも問題ありません)
- 平成30年中の所得計算に関する書類
給与等源泉徴収票(原本)、公的年金等源泉徴収票(原本)、収支内訳書等
配偶者のパート、内職、年金等の収入が確認できる書類
※農業所得者…昨年12月に配布しました「平成30年中農業所得収支内訳書」に必要事項を記入し持参していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。また、10万円以上の農機具等を購入された方は、領収書等の購入金額を証明する書類を持参してください。
- ※漁業所得者…収支計算が原則となっていますので、事前に収支内訳書を記載していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。
- 平成30年中に支払った社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書、生命保険・個人年金、地震(損害)保険料等の控除証明書、医療費等の明細書もしくは領収書、並びに証明書。
※医療費の領収書は、個人ごと・病院別に仕分け、合計金額を計算してください。

◆ 申告相談期間

申告相談期間は2月14日(木)～3月12日(火)です。詳細は申告相談日程をご覧ください、ぜひ期間内での申告相談にお越しください。

【お問い合わせ先】 役場税務課 (☎77-3615)